

配当金振込指定書 (新規・変更)

平成 年 月 日

極東証券株式会社 御中


※ご注意事項等をご参照のうえ、太わくの中だけご記入ください。

この振込指定を株式会社証券保管振替機構(および上位の口座管理機関)を通じて会社(株主名簿管理人)に取り次いでください。

【配当金受領方法】 □欄のいずれかに✓マークをしてください。

- 私名義のすべての振替株式等にかかる配当金は、「振替株式等(上場株式等)の配当金のお受け取り方法について」に記載の同意事項に同意のうえ、**株式数比例配分方式**により受領いたします(「特別口座」での管理が含まれている場合等には当該方式を指定することはできません)。
- 私名義のすべての振替株式等にかかる配当金は、**登録配当金受領口座方式**により受領いたしますので、全額下記指定のとおりお振込みください。
- 次の銘柄(貴社に開設する振替口座簿に記載されている銘柄に限る)の私名義の配当金は、全額下記指定のとおりお振込みください(**個別銘柄指定方式**)。

会社(証券コード)

株 主	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> □□□□ — □□□□ 電話番号 () </div>
	<p style="margin-left: 20px;">住所</p> <p style="margin-left: 20px;">氏名又は名称</p> <div style="text-align: right; margin-right: 20px;">  (お届出印) </div>

※登録配当金受領口座方式または個別銘柄指定方式を選択される場合のみ、下記振込口座指定欄にご記入願います(ゆうちょ銀行では「登録配当金受領口座方式」の取扱いはできません)。

○銀行口座	金融機関名				本支店名						
	金融機関番号		店番号		預金種目		口座番号				
					普通 1 (総合口座) 当座 2						
○ゆうちょ銀行	通帳番号		記号			番号(右づめでご記入ください)					
	番号		1 0 の								
口座人名義	フリガナ										

社用欄

部店	口座番号

印鑑照合	責任者印

【ご注意】

1. この振込指定書は、株主様1名につき1枚お書きください(振替株式等が記載又は記録されている一の証券会社等へ提出すれば、他の証券会社等への提出は不要です)。
なお、個別銘柄指定方式を選択される場合は、銘柄のご指定欄に複数銘柄を記載することにより複数の銘柄について銀行等預金口座を指定することができます(ただし、提出先の証券会社等の振替口座簿に記録されている銘柄に限ります)。同一銘柄を複数の証券会社等において保有している場合には、証券会社等ごとに異なる銀行等預金口座を指定することはできません。
2. この振込指定書は、必ずお取引先の証券会社等にご提出ください。
3. この振込指定書の提出の際には、必ず提出先の証券会社等へのお届印を、特別口座株主は特別口座管理機関へのお届出印を押印いただき、当該証券会社等による所定の本人確認手続きを行っていただきます。
4. すでに個別銘柄指定方式を選択されていて、その後、株式数比例配分方式又は登録配当金受領口座方式を指定される場合は、先の個別銘柄指定方式は解除されたものとして取り扱います。
5. 登録配当金受領口座方式又は個別銘柄指定方式でゆうちょ銀行以外の銀行等預金口座をご指定の場合には、振込口座指定欄の銀行口座欄に店番号、預金種目(該当のものを○で囲む)、口座番号、口座名義人(フリガナ)も明記してください。なお、記載内容に相違があった場合には、配当金が入金されない場合もあります(ご指定された金融機関名・口座番号の確認は、最後に振込指定書を提出された証券会社等(個別銘柄指定方式をご指定の場合には、確認対象の銘柄についての振込指定書を提出された証券会社等)にお問い合わせください)。
6. 個別銘柄指定方式でゆうちょ銀行の口座をご指定の場合には、振込口座指定欄のゆうちょ銀行欄に記号・番号を記載し口座名義人(フリガナ)も明記してください。他の金融機関からの振込の際に利用する振込用の読替え「店名・口座番号」は記載しないでください。登録配当金受領口座方式の振込先としてゆうちょ銀行の口座を指定することはできません。
7. 登録配当金受領口座方式又は個別銘柄指定方式をご指定の場合において、銀行等預金口座を変更される場合や配当金受領方法を変更する場合は、新たに振込指定書をご提出ください。この場合は、表題の変更の箇所に○印をお付けください。
この振込指定書が配当金の基準日までに証券会社等に提出されない場合は、ご指定の方法による配当金のお支払いが、次回の配当金からとなることもあります。

以上